

令和5年度（2023） 戸田市議会の概要



戸田市議会事務局



目 次

1 戸田市の概況

1．位置と地勢	1
2．沿 革	1
3．市の概要	1
4．友好都市・姉妹都市	2
5．財政の状況	
(1) 令和 5・4 年度予算総括表	3
(2) 一般会計予算（歳入）	4
(3) 一般会計予算（歳出）	5
(4) 議会費の内訳	5
6．市の行政組織図	6

2 戸田市議会の概要

1．議 員 数	7
2．党会派別の内訳	7
3．年齢別議員数	7
4．当選回数別議員数	7
5．議会運営	
(1) 会議順序	8
(2) 議会運営委員会	8
(3) 議案審議	8
(4) 総括質問	9
(5) 一般質問	9
(6) 請願・陳情の取り扱い	9
(7) 傍 聴	9
6．常任委員会	10
7．特別委員会	10
8．本会議開催状況	10
9．委員会開催状況	10
10．傍聴者等の状況（本会議・委員会）	11
11．提出議案の状況	11
12．議決の状況	11
13．議員・委員会提出議案の状況	12
14．請願・陳情受理件数	12
15．行政視察（予算・受入状況）	13
16．特別職の報酬等	13
17．政務活動費	13
18．本会議会議録	14
19．会議録検索システム	14
20．本会議中継システム	14
21．タブレット端末及びクラウド文書共有システム	14
22．議 会 報	15
23．議会事務局機構図	16

3 戸田市議会 議員信条 16

4 憲章、都市宣言・市歌・シンボル 市民憲章、市の宣言・シンボル 17

1 戸田市の概況

1 . 位置と地勢

戸田市は、埼玉県南部に位置し、荒川を境に東京都に隣接しており、都心から 20km 圏が市の北部に当たる。東は川口市、西は荒川を隔てて和光市及び朝霞市、南は東京都板橋区、北はさいたま市及び蕨市に接している。



地形は、標高 2 m から 5 m ぐらいの低地で、概ね平地であるが、わずかに北部から南部に、更に荒川沿いに西部から東部に向かって低くなっている。また、その地層は荒川等により形成された沖積層で、一帯は赤質土及び黒質土であるため、概して軟弱である。

東	経	139 度 41 分
北	緯	35 度 49 分
東	西	7.2 km
南	北	3.9 km
市街地面積		13.37 km ²

2 . 沿 革

戸田の地名は、海岸地名で「みなとの田」とする説と、作物が多くとれる「富田」とする説があるが、現在のところ定説はないようである。

現在の戸田市は、旧戸田領及び旧笹目領の区域に属し、鎌倉時代の戸田氏の本郷でもあった。明治 22 年には町村制が施行され、上戸田村・下戸田村・新曽村の 3 か村が戸田村に、下笹目村・惣右衛門村の 2 か村が笹目村になり、美女木村・内谷村・曲本村・松本村の区域をもって美谷本村とされた。昭和 16 年、戸田村は町制を施行し戸田町となり、笹目村と美谷本村は昭和 18 年に合併して美笹村となった。その後、昭和 32 年には、美笹村が戸田町と合併し、人口の増加とともに町の発展が目覚ましく、昭和 41 年 10 月 1 日に市制施行され、全国 561 番目、埼玉県下 24 番目の戸田市が誕生した。

昭和 60 年 9 月には、JR 埼京線が市の中央を縦断する形で開通し、市内に 3 駅が開設された。道路交通では、国道 17

号線が市中央部の東側を、国道 17 号新大宮バイパス・首都高速道路が西部を南北に、東京外郭環状道路が西北部を東西に横断し、首都圏における交通の要衝となっている。

平成 8 年 9 月には人口が待望の 10 万都市となり、令和元年 6 月には 14 万人を突破した。令和 2 年 1 月 1 日時点の平均年齢は、41.1 歳と県内で一番若い都市である。

平成 25 年度に実施された日本経済新聞社の「経営革新度調査」では全国 8 位（県内 1 位）に、平成 29 年度にダイヤモンド社が発表した「伸びる街&地域活力ランキング」では、「伸びる街」ランキングで、3 大都市圏 396 市区町中 12 位（県内 1 位）に、まちのパワーを示す「活力指数」では、荒川両岸地域で 1 位にランキングされた。

また、令和 2 年に東洋経済新報社が発表した「住みよさランキング」、「財政健全度ランキング(総合評価)」ではいずれも県内 1 位にランキングされた。

3 . 市の概要（令和 5 年 4 月 1 日現在）

(1) 市制施行年月日	昭和 41 年 10 月 1 日
(2) 面 積	18.19 km ²
(3) 人 口	141,927 人（前年同月比 + 721 人）
(4) 世 帯 数	68,663 世帯（前年同月比 + 887 世帯）
(5) 人口密度	7,802 人 / km ²

(6) 産業別就業人口					
区 分	第 1 次産業	第 2 次産業	第 3 次産業	分類不能	計
令和 2 年 国勢調査	96 人 0.1%	13,522 人 20.1%	51,343 人 76.2%	2,447 人 3.6%	67,408 人 100.0%
平成 27 年 国勢調査	103 人 0.1%	14,060 人 21.0%	46,929 人 70.1%	5,880 人 8.8%	66,972 人 100.0%

4 . 友好都市・姉妹都市

友 好 都 市	
中国河南省開封市 かなん かいふう 昭和 59 年 8 月 21 日締結 	中国の 7 つの王朝が都とした歴史ある都市。黄河下流域に広がる広大な平野の真ん中に位置する。国内外との友好・姉妹都市の中で最初に締結した。市内には「鉄塔」などの歴史的遺産が数多く保存されているほか、当時を偲ぶ建築物も復元されている。また、伝統工芸品としては精巧を極めたべん州刺繍が有名。毎年 10 月の「菊文化祭」には、多くの観光客が訪れる。近年は経済技術開発区の整備が進められており、過去と未来が同居している。なお、交流は中学生相互派遣などが実施されている。令和 6 年に締結 40 周年を迎える。
福島県白河市 しらかわ 平成 19 年 1 月 20 日提携 	平成 5 年 4 月に「姉妹都市締結」の調印がされて以来、交流を深めてきた旧大信村を含む 1 市 3 村による新生白河市が平成 17 年 11 月に誕生し、平成 19 年 1 月 20 日に「友好都市提携」及び「災害時における相互応援に関する協定」を締結した。福島県中通りの最南部に位置し、みちのくの玄関口として知られ、江戸時代には白河藩の城下町、宿駅として栄えた。歌枕で名高い「白河の関」や日本最古の公園である「南湖公園」、奥州関門の名城「小峰城」などの歴史的建造物を多数有する歴史と自然に恵まれた都市である。

姉 妹 都 市	
オーストラリア・リバプール市 平成 4 年 10 月 1 日提携 	オーストラリアでは 4 番目に古い歴史を持つ都市で、大都市シドニーに隣接する。市中に大きな川が流れ、大都市に隣接しているなど、戸田市との類似点が多い。豪州は海外からの移住を奨励しているため、市内には様々な人種が生活している。学校における日本語教育も行われており、将来を担う両市の青少年の相互派遣を実施するなど、教育交流が盛んに実施されている。令和 4 年に提携 30 周年を迎えた。
埼玉県児玉郡美里町 みさと 平成 4 年 12 月 1 日提携 	埼玉県北部に位置する、戸田市から最も至近にある姉妹都市で、国内では一番早くに提携。ジャガイモやネギなどの農産物の生産が盛んであるとともに、旧石器時代からの遺跡が多く点在し、またアズキの栽培に力を入れていることから「万葉の里」、「あんずの里」のキャッチフレーズがある。また「遺跡の森館」には貴重な資料を展示している。その他、ポピーやコスモスなどの開花時期に合わせて開催されるイベントは訪れる人々の目を楽しませている。

5 . 財政の状況

(1) 令和 5 年度予算総括表

(単位 千円)

会 計 名		本年度予算額	前年度予算額	比 較	対前年度 伸率(%)
一 般 会 計		59,060,000	56,420,000	2,640,000	4.7
特 別 会 計	国民健康保険	11,022,000	10,843,461	178,539	1.6
	市民医療センター	739,201	848,567	109,366	12.9
	交通災害共済事業	4,997	4,953	44	0.9
	海外留学奨学事業	8,825	14,127	5,302	37.5
	火災共済事業	2,657	2,839	182	6.4
	新曽第一土地区画整理事業	901,326	956,581	55,255	5.8
	介護保険	8,620,779	7,997,318	623,461	7.8
	新曽第二土地区画整理事業	675,044	518,027	157,017	30.3
	後期高齢者医療	1,483,569	1,461,674	21,895	1.5
	在宅介護支援事業	117,296	94,303	22,993	24.4
	特別会計合計	23,575,694	22,741,850	833,844	3.7
一般・特別会計合計		82,635,694	79,161,850	3,473,844	4.4



財政などのデータ

▼ 職 員 数

971 人 (令和 5 年 4 月 1 日現在)

特別職 (市長、副市長、教育長) 含む。

短時間再任用職員は含まない。

▼ ラスパイレス指数

99.7 (令和 4 年 4 月 1 日現在)

▼ 財政力指数

1.211 (令和 3 年度)

▼ 経常収支比率

90.7% (令和 3 年年度普通会計決算)

(2) 一般会計予算 (歳入)

(単位 千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比 較	対前年度 伸率 (%)	構成比 (%)
1.市 税	29,783,011	28,692,632	1,090,379	3.8	50.4
2.地方譲与税	233,000	232,726	274	0.1	0.4
3.利子割交付金	16,000	18,000	2,000	11.1	0.0
4.配当割交付金	150,000	120,000	30,000	25.0	0.3
5.株式等譲渡所得割交付金	180,000	90,000	90,000	100.0	0.3
6.法人事業税交付金	350,000	270,000	80,000	29.6	0.6
7.地方消費税交付金	3,215,000	3,215,000	0	0.0	5.4
8.ゴルフ場利用税交付金	7,000	7,000	0	0.0	0.0
9.環境性能割交付金	33,600	33,600	0	0.0	0.1
10.地方特例交付金	173,945	159,000	14,945	9.4	0.3
11.地方交付税	23,000	20,000	3,000	15.0	0.0
12.交通安全対策特別交付金	15,500	18,000	2,500	13.9	0.0
13.分担金及び負担金	462,373	471,198	8,825	1.9	0.8
14.使用料及び手数料	540,985	554,021	13,036	2.4	0.9
15.国庫支出金	11,545,066	10,907,279	637,787	5.8	19.5
16.県 支 出 金	3,693,295	3,610,661	82,634	2.3	6.2
17.財 産 収 入	291,513	278,851	12,662	4.5	0.5
18.寄 附 金	34,055	18,237	15,818	86.7	0.1
19.繰 入 金	3,400,713	2,449,433	951,280	38.8	5.8
20.繰 越 金	750,000	750,000	0	0.0	1.3
21.諸 収 入	1,923,243	1,975,561	52,318	2.6	3.3
22.市 債	2,238,701	2,528,801	290,100	11.5	3.8
歳 入 合 計	59,060,000	56,420,000	2,640,000	4.7	100.0

市 税 構 成 比	固定資産税 45.0% 都市計画税 6.4%	個人市民税 37.2% 市たばこ税 3.8%	法人市民税 7.1% 軽自動車税 0.5%
諸収入の主なもの	給食事業収入 5 億 9954 万円 貸付金元利収入 2 億 4904 万円		
	ポータル事業収入 5 億円 雑入 5 億 2191 万円		

(3) 一般会計予算 (歳出)

(単位 千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比 較	対前年度 伸率 (%)	構成比 (%)
1. 議 会 費	400,372	391,825	8,547	2.2	0.7
2. 総 務 費	6,128,331	5,305,949	822,382	15.5	10.4
3. 民 生 費	27,417,745	26,804,059	613,686	2.3	46.4
4. 衛 生 費	3,993,512	3,595,075	398,437	11.1	6.8
5. 労 働 費	30,828	47,632	16,804	35.3	0.0
6. 農 林 水 産 業 費	11,643	9,395	2,248	23.9	0.0
7. 商 工 費	713,507	1,084,038	370,531	34.2	1.2
8. 土 木 費	5,638,709	4,673,222	965,487	20.7	9.5
9. 消 防 費	1,755,551	1,499,874	255,677	17.0	3.0
10. 教 育 費	9,698,250	9,573,777	124,473	1.3	16.4
11. 災 害 復 旧 費	10	10	0	0.0	0.0
12. 公 債 費	3,017,237	3,178,519	161,282	5.1	5.1
13. 諸 支 出 金	154,305	156,625	2,320	1.5	0.3
14. 予 備 費	100,000	100,000	0	0	0.2
歳 出 合 計	59,060,000	56,420,000	2,640,000	4.7	100.0

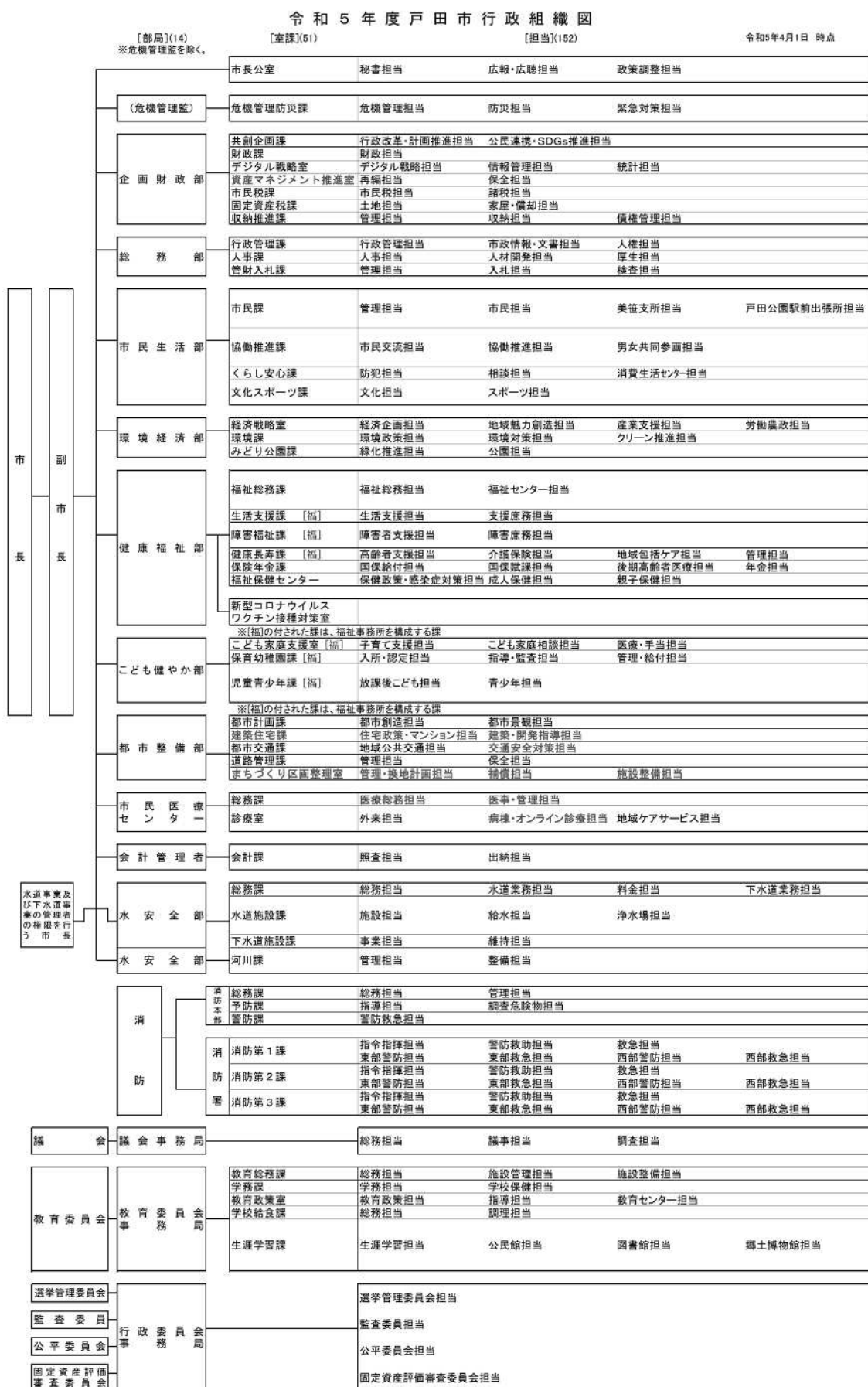
(4) 議会費の内訳

(単位 千円)

1. 職員人件費	80,465 (20.1%) 職員 10 人		
2. 議会活動費	276,244 (69.0%)		
	報 酬 等	249,343	議員報酬、期末手当、共済費
	旅 費	2,981	費用弁償、普通旅費、特別旅費
	交 際 費	350	交際費
	委 託 料	5,627	議場音響、映像設備保守点検 議会車運行管理業務
	使用料・賃借料	1,152	議会車リース料等
	そ の 他	16,791	需用費、備品購入費、役務費、負担金、 補助・交付金
3. 議会調査広報事業	39,489 (9.9%)		
	報 償 費	1,223	講師謝礼、記念品
	旅 費	6,591	特別旅費
	委 託 料	15,553	傍聴者案内業務、会議録調製業務 委員会音声反訳業務等、バス運送業務、 議会だより制作業務
	使用料・賃借料	2,702	クラウド文書共有システム使用料
	負担金、補助・交付金	13,420	委員会調査費交付金、政務活動費
4. 議会事務局費	4,174 (1.0%)		
	報 酬 等	1,201	会計年度任用職員報酬、旅費
	そ の 他	2,973	需用費、役務費等

6 . 市の行政組織図

(令和 5 年 4 月 1 日現在)



2 戸田市議会の概要

(令和5年4月1日現在)

1 議員数(任期:令和3年2月6日~令和7年2月5日)

条例定数	現 員 数
26人	26人

- 【定数の推移】
- ・昭和42年12月27日 議員定数減少条例制定し30人
 - ・昭和63年12月22日 議員定数減少条例改正し28人
 - ・平成14年12月18日 議員定数条例制定し28人
 - ・平成16年10月15日 議員定数条例改正し27人
 - ・平成20年6月20日 議員定数条例改正し26人
- 【選挙の状況】
- ・平成9年1月26日 立候補32人中当選28人、投票率48.76%
 - ・平成13年1月28日 立候補34人中当選28人、投票率49.05%
 - ・平成17年1月30日 立候補33人中当選27人、投票率47.17%
 - ・平成21年1月25日 立候補31人中当選26人、投票率47.09%
 - ・平成25年1月27日 立候補36人中当選26人、投票率44.61%
 - ・平成29年1月29日 立候補31人中当選26人、投票率39.59%
 - ・令和3年1月31日 立候補36人中当選26人、投票率38.88%

2 党会派別の内訳

党 派	自 民 党	公 明 党	日本共産党	立憲民主党	無 所 属	計
みらいの会	2				4	6
戸 田 の 会					6	6
公 明 党		5				5
令 和 会	2				2	4
日 本 共 産 党 戸 田 市 議 団			3			3
立憲民主とだ				1		1
とだ彩光会					1	1
計	4	5	3	1	13	26人

3 年代別議員数

年 代	20	30	40	50	60	70	最年少	最高齢	平均年齢
人 数	0	1	6	8	10	1	36歳	74歳	55.6歳

4 当選回数別議員数

当選回数	1	2	3	4	5	6	7	8	計
人 数	5	6	5	1	3	4	1	1	26人

5 . 議 会 運 営

(1) 会 議 順 序

- 本会議** (議案説明 : 1 日 ~ 2 日間) 休会 (議案調査 : 1 日 ~ 3 日間 *)
- 本会議** (総括質問 * 、議案質疑、請願、陳情の上程、委員会付託 : 1 日 ~ 2 日間)
- 常任委員会** (1 日 ~ 4 日間 *) **特別委員会** (1 日)
- 本会議** (一般質問 : 4 日間)
- 本会議** (委員長報告、討論・採決、閉会中事件の委員会付託)

3 月定例会は 3 日間、9 月は 2 日間、6 月・12 月は 1 日。

総括質問は 3 月定例会のみ。

3 月・9 月定例会は 4 日間、その他の定例会は 1 日。

(2) 議会運営委員会 (平成 3 年 6 月 13 日条例化)

定数、構成及び選出方法

- 1 . 委員定数 9 人
- 2 . 構成人員 2 人以上の会派から次のとおり選出。
 - ・ みらいの会 2 人 (副委員長) ・ 戸 田 の 会 2 人
 - ・ 公 明 党 2 人 (委員長) ・ 令 和 会 2 人
 - ・ 共 産 党 1 人

任 期 1 年

③ 所管事項 (地方自治法第 109 条)

- 1 . 議会の運営に関する事項の調査
- 2 . 議会の会議規則、委員会条例等に関する事項の調査
- 3 . 議長の諮問に関する事項の調査
- 4 . 議案、請願等の審査

④ 副議長及び小会派の取り扱い

副議長については、会議規則第 117 条の委員外議員として出席を認め、委員長の許可を得て発言することができる。一人会派は、オブザーバーとして出席できる。

(3) 議 案 審 議

議案質疑の方法

- 1 . 発言通告 概ね質疑日 2 日前 (3 月は 3 日前) の午前 9 時 30 分まで
- 2 . 回数制限 3 回まで (時間制限はなし)
- 3 . 質疑の方法
 - 一般会計予算・決算 ... 歳入は全般について一括質疑、
歳出は款ごとに質疑
 - その他の議案 ... 議案ごと

予算審査の方法

- 1 . 一般会計当初予算・一般会計補正予算
 - 歳 入 ... 総務常任委員会に一括付託
 - 歳 出 ... 各常任委員会に分割付託
 - 本則第 2 条以下 ... 総務常任委員会
 - 一般会計当初予算では、継続費、債務負担行為は各常任委員会に付託
 - 補正予算では、継続費、債務負担行為、繰越明許費、事故繰越は
各常任委員会に付託
- 2 . 特別会計・企業会計予算 ... 各常任委員会に付託

③ 決算審査の方法 ... 予算審査の方法と同じ

(4) 総括質問

発言通告 ... 概ね総括質問日3日前の午前9時30分まで

発言順序 ... 通告順による

③ 発言回数 ... 3回(申し合わせ 平成13年～平成22年は1回)

④ 答弁者 ... 原則として市長

(5) 一般質問

発言通告 ... 招集告示日から休日を除く招集日3日前の午前9時30分まで

発言順序 ... 通告順による

③ 発言時間 ... 質問時間(答弁は含まず)は40分以内(平成19年3月定例会から平成24年3月定例会まで35分を試行。令和3年9月・4年3・6・9・12月は新型コロナウイルス感染症対策のため30分)

④ 発言回数 ... 制限なし(通告した順番の件名ごとに、1回目は一括質問・一括答弁方式、2回目以降は要旨ごとに一問一答方式 平成16年6月定例会から)

		人数	会議名	時間	会議名
令和4年	最大	20人	12月	701分	6月
	最小	15人	3月	544分	3月

最大人数 22人(平成17年12月・令和3年9月)

最小人数 11人(平成28年3月)

最大時間数 1,326分(令和2年9月) 最小時間数 544分(令和4年3月)

(6) 請願・陳情の取り扱い(受理件数12ページ参照)

本会議上程に当たっての受理期限

- ・ 請願は、休日を除く定例会開会3日前
- ・ 陳情は、定例会開会8日前(その日が休日の場合は、その前日とする)ものを当該定例会に上程する。

審査方法

- ・ 請願は、本会議に提出の後、所管委員会に付託する。
- ・ 陳情は、新規に提出された陳情(郵送を含む)は、あらかじめ議会運営委員会に諮り、付託委員会を協議する。
- ・ 委員会における審査終了を待って、最終日に委員長報告の後、討論、採決に付する。

令和4年9月定例会より陳情について原則委員会付託することとした。

(7) 傍聴(傍聴者数11ページ参照)

本会議	一般傍聴席53席(車いす席2席含む)及び記者席で傍聴が可能。聴覚障害者の方は一般質問を手話通訳によって傍聴することができる。
委員会	すべての委員会を原則傍聴することができる。傍聴席数は、各委員会とも一般用5席、記者用2席。



〈手話通訳による傍聴シーン〉

6．常任委員会

委員会	定数	所管事項
総務	6	一般会計の歳入に関する事項、市長公室、危機管理防災課、企画財政部、総務部、会計課、消防本部、議会事務局、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、固定資産評価審査委員会、他の常任委員会に属しない事項
文教・建設	7	都市整備部、教育委員会事務局
健康福祉	7	健康福祉部、こども健やか部、福祉事務所、市民医療センター
市民生活	6	市民生活部、環境経済部、水安全部

7．特別委員会

委員会	定数	所管事項
まちづくり・交通対策特別委員会	8	・まちづくりに関する調査 ・新幹線・埼京線及び環境空間に関する調査 ・その他公共交通等に関する調査
議会改革特別委員会	8	・議会改革に関すること ・議会基本条例の推進及び見直しに関すること
議会広報委員会	8	・議会だよりの編集・発行・配布及び調査研究に関すること ・議会ホームページの編集及び掲示に関すること ・フェイスブック等SNSによる情報発信に関すること ・その他広報に関すること

8．本会議開催状況（令和4年）

会議名	会期日数	本会議	委員会	休会	本会議時間数
3月定例会	38	11	14	24	1,001分(16時間41分)
6月定例会	19	7	2	17	954分(15時間54分)
9月定例会	28	7	7	18	1,000分(16時間40分)
12月定例会	19	7	5	16	929分(15時間29分)
計	104	32	28	75	3,884分(64時間44分) 前年比162分減

委員会は、本会議と同日開催の場合もあり。

令和3年9月定例会から議会運営の円滑化や効率化、一般質問調整時間の確保などを含めた会期日程の見直しを行い、一般質問と委員会の日程を入れ替えた（委員会を先に）。

9．委員会等開催状況（令和4年）

会議名	開催数	前年比	会議名	開催数	前年比
総務常任委員会	28	+1	委員長会議	2	0
文教・建設常任委員会	30	+5	各派代表者会議	2	-1
健康福祉常任委員会	24	-1	全員協議会	3	+2
市民生活常任委員会	20	+2			
議会運営委員会	25	+1			
まちづくり・交通対策特別委員会	10	+1			
議会改革特別委員会	13	-1			
議会広報委員会	17	0			

10．傍聴者等の状況（令和４年）

（１）傍 聴

会議名	３月定	６月定	９月定	12月定	閉会	計	前年比
本会議	43	38	51	31	-	163	- 174
委員会等	5	0	12	2	20	39	- 31

（２）委員会等傍聴の内訳

委員会	総務	文教・建設	健康福祉	市民生活	議会運営	まち・交通	議会改革	議会広報	全員協議会	計 前年比
人数	1	17	1	3	12	2	0	3	0	39 - 31

（３）議会中継アクセス数

会議名	３月定	６月定	９月定	12月定	計	前年比
本会議	125	82	160	75	442	- 1349

11．提出議案の状況（令和４年）

議案区分 会議名	市長提出議案								議員・委員会提案				合計
	条例	契約	予算	人事	認定	報告	その他	小計	条例等	意見書	決議	小計	
３月定例会	11	1	25	2		2	1	42	1	2	1	4	46
６月定例会	3	1	7	3		15		29		2		2	31
９月定例会	6		10		13	5	2	36		1	2	3	39
12月定例会	12	3	10	2		2	3	32	1	3		4	36
計	32	5	52	7	13	24	6	139	2	8	3	13	152

12．議決の状況（令和４年）

議決区分	可決	否決	修正可決	認定	同意	承認	報告	撤回	継続	計
３月定例会	42				2	2				46
６月定例会	13				3	3	12			31
９月定例会	20	1		13			5			39
12月定例会	32				2	2				36
計	107	1		13	7	7	17			152

報告の件数には、地方自治法第１８０条による専決処分を含む。

13．議員・委員会提出議案の状況

(令和4年)

議案 番号	委 番号	件 名	議決年月日	結 果
	1	戸田市議会基本条例の一部を改正する条例	R4.2.2	可 決
	2	ロシア連邦によるウクライナ共和国への侵略に断固抗議する決議	R4.3.2	可 決
	3	ロシア連邦によるウクライナ共和国への侵略に対する毅然とした対応と邦人の安全確保と我が国への影響対策を求める意見書	R4.3.2	可 決
	4	オンライン本会議の実現に必要な地方自治法改正を求める意見書	R4.3.11	可 決
1		環境教育の推進及びカーボンニュートラル達成に向けた学校施設のZEB化のさらなる推進を求める意見書	R4.6.17	可 決
2		地方公共団体情報システムの標準化に向けての意見書	R4.6.17	可 決
3		女性デジタル人材育成を強力に推進するための支援を求める意見書	R4.9.22	可 決
4		林冬彦議員に関する辞職勧告決議	R4.9.22	否 決
5		林冬彦議員に対する問責決議	R4.9.22	可 決
	5	戸田市議会の個人情報の保護に関する条例	R4.11.28	可 決
6		带状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書	R4.12.16	可 決
7		知的障がい者・知的障がい行政の国の対応拡充を求める意見書	R4.12.16	可 決
8		学校給食の無償化を求める意見書	R4.12.16	可 決

14．請願・陳情受理件数（令和4年）

区 分	3月定例会	6月定例会	9月定例会	12月定例会	計
請 願			1		1
陳 情	3	1	2	3	9

15．行政視察

(1) 予算

旅 費	常任委員会	@ 100,000 円以内
	議会運営委員会	@ 65,000 円以内
	特別委員会	@ 65,000 円以内
交 付 金	常任委員会	@ 18,000 円
	議会運営委員会	@ 9,000 円
	特別委員会	@ 9,000 円

(2) 行政視察の受入状況

年 度	27 年	28 年	29 年	30 年	31 年/R 元年	R2 年	R3 年	R4 年
件 数	40	38	35	48	36	0	1(1)	32(0)
人 数	307	283	251	384	312	0	1(1)	218(0)

令和 2、3 年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため受け入れを中止またはオンラインで実施

()内は、行政視察受入のうちオンラインでの実施数

令和 4 年度の視察項目の上位は、教育関係(21 件)、議会関係(8 件)

16．特別職の報酬等

市 長	副 市 長	教 育 長
970,000 円	814,000 円	746,000 円

平成 15 年 3 月 1 日から適用。

期末手当(令和 4 年 4 月 1 日～)6 月期 2.150 月、12 月期 2.150 月、計 4.30 月

議 長	副 議 長	常任委員長	議 員
540,000 円	490,000 円	455,000 円	450,000 円

常任委員長以外の報酬は平成 6 年 10 月 1 日から適用。常任委員長の報酬は、平成 25 年 4 月 1 日から適用(新設)。

期末手当(令和 4 年 4 月 1 日～) 6 月期 2.150 月、12 月期 2.150 月、計 4.30 月
報酬等の減額・停止・不支給を定めた「議員の報酬等の特例に関する条例」を、平成 19 年 9 月 27 日制定。

17．政務活動費

交付対象	会 派 一人会派も含む
交付額及び交付方法	所属議員 1 人につき月額 4 万円を半期(4 月・10 月)ごとに交付。ただし、報酬の不支給処分を受けた議員がいる場合は、所属議員数から除く。
③ 経費の範囲	条例(別表)及び細則による
④ 収支報告書の提出	領収書等の証拠書類の原本を添付して議長に提出

平成 4～12 年度は、要綱により会派調査研究費として交付。平成 13 年度に、政務調査費として条例に規定。平成 24 年度に、政務調査費から政務活動費に改称。
用途の透明性の確保や適正な制度運用を図るために、説明責任と市民目線に重点を置いた「政務活動費の運用指針」を、令和 3 年 4 月 1 日施行。

18．本会議会議録

記録の方法	録音の方法による(平成 17 年 3 月定例会まで速記法による)
作成部数	50 部
③ 配付の範囲	議員(希望者)、長及び議員待遇者(希望者)、市政情報室、市立図書館、埼玉県立図書館、国立国会図書館
④ 予算額	会議録調製業務委託経費 311 万円(令和 3 年度予算)

委員会会議録：録音の方法により 1 部作成し、決裁の後、保管する。

委員会音声反訳委託経費 463 万円(令和 3 年度予算)

19．会議録検索システム(平成 16 年 3 月 16 日稼働)

システム名	V O I C E S (ボイセス)
閲覧・検索対象	・平成 6 年以降の本会議録 ・質疑及び質問通告書 ・議決事件一覧
③ 特徴	・質疑及び質問通告内容の即時発信

20．本会議中継システム

導入経過	・地域イントラネット基盤整備事業により一括整備し、平成 16 年 2 月 23 日稼働 ・平成 18 年 6 月定例会からインターネットライブ配信を開始 ・平成 21 年 12 月定例会からインターネット録画配信を開始(平成 21 年 9 月定例会分から発信) ・令和元年 12 月定例会からスマートフォン、タブレット端末での視聴が可能に
配信方法	Windows media player 利用によるライブ・録画配信

21．タブレット端末及びクラウド文書共有システム

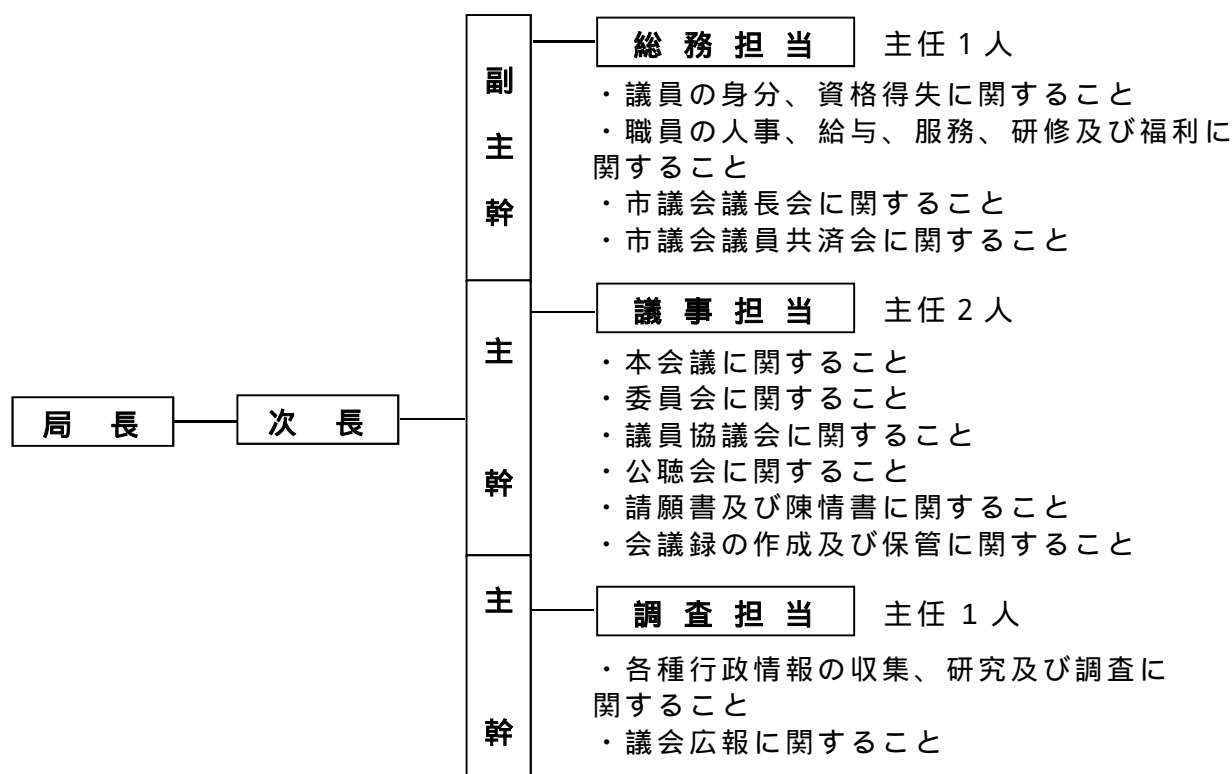
概要	・議会の I C T 化の取組により、平成 30 年 8 月に導入 ・タブレット端末 ◦機種：i P a d P r o 12.9 インチ 64 G B ◦台数 34 台(議員用 26 台、事務局用 8 台) ・クラウド文書共有システム：S i d e B o o k s
運用状況	・平成 30 年 9 月定例会から運用開始 ・平成 31 年 3 月定例会までは紙資料と併用 ・平成 31 年 3 月定例会から令和元年 6 月定例会にかけて執行部(議場出席者)にタブレット端末を貸与 ・令和元年 6 月定例会から議員分の資料を部分的にペーパーレス化(議案書、予算決算参考資料以外の資料) ・令和元年 12 月定例会から執行部分の資料についても議員同様にペーパーレス化 ・令和 2 年 12 月定例会から、当初予算書、決算書及びこれらの参考資料以外の資料をペーパーレス化

22. 議 会 報

名 称	『とだ議会だより』
発行回数	年 4 回（ 3 月 24 ページ、 3 月以外 20 ページ） 改選期は上記に加えて臨時会号 4 ページを発行
③ 発行部数	各 75,000 部
④ 版 型	A 4 判
⑤ 配布の範囲	全世帯配布（市広報紙と同時配布）のほか、公共施設、 J R 3 駅など
⑥ 予 算 額	654 万円（令和 5 年度予算）
⑦ 編 集	議会広報委員会（定数 8 人） 1 号当たり 4 回開催
経 過	・昭和 48 年 2 月臨時会 ～ 改選を契機に、 2 月臨時会より B 5 版で発行 ・昭和 51 年 3 月定例会 ～ タブロイド版に変更 ・平成 4 年 12 月定例会 ～ 2 色刷に変更 ・平成 6 年 9 月定例会 ～ A 4 版に変更 (3 月・ 12 月定例会はオールカラー刷、 6 月・ 9 月定例会は表紙カラー、その他は 2 色刷) ・平成 12 年 3 月定例会 ～ 一般質問ごとに質問者氏名を掲載 ・平成 23 年 3 月定例会 ～ 各定例会ともオールカラー刷に変更 ・平成 23 年 9 月定例会 ～ 題字「とだ」を市内の小中学生が筆耕 ・平成 25 年 6 月定例会 ～ 議会のことを解説する「議会を知っ toco」掲載開始 (主として 6 月・ 12 月定例会号) ・平成 29 年 2 月臨時会 ～ 表紙に、議会ホームページの Q R コードを掲載 ・平成 30 年 12 月定例会 ～ レイアウトを全面リニューアル ・令和 4 年 3 月定例会 ～ 「左開き・横書き」への変更をはじめ、デザインをリニューアル ・令和 5 年 3 月定例会 ～ 町会・自治会配付から、ポスティング業者による全世帯配付に変更（市広報紙とともに）

23. 議会事務局機構図

・定数 10人 ・現数 9人



3 戸田市議会 議員信条

戸田市議会議員信条

- 一 議員は、市民全体の代表者であることを自覚し、市民の福祉向上に奉仕すること。
- 一 議員は、二元代表制の趣旨である牽制均衡の原則をよく理解し、執行権への介入や癒着を戒めること。
- 一 議員は、市民の立場で執行機関を監視し、市民のため行政の充実に努めること。
- 一 議員は、議決機関の一員として提案を審議し、決定することが任務であり、あらゆる角度から論議するよう努めること。
- 一 議員は、市民の信任を受けた公人であり、廉潔を保持し、政治不信を招く行為を厳に戒めること。
- 一 議員は、法を遵守し、その定めるところにより、寄付行為等については行わないこと。
- 一 議員は、政治倫理に対する疑念を持たれた場合、自ら真摯な態度をもってその解明に努め、責任を明らかにすること。
- 一 議員は、その使命と責任を果たすため、日々研鑽し、高い識見を養うよう努めること。

平成十九年九月二十七日

4 憲章、都市宣言・市歌・シンボル

戸田市民憲章

わたくしたちは、豊かな荒川の流れと、うるわしい武蔵野の大地をふるさととする戸田市民です。わたくしたちは、このまちに誇りと責任をもち、夢と希望のある戸田市をつくるため、この憲章をさだめます。

わたくしたち戸田市民は
心をみがき、体をきたえましょう。
明るくうるおいのある家庭をつくりましょう。
話し合い、助け合いの輪をひろげましょう。
自然をまもり、すみよい環境をつくりましょう。
教養と文化をたかめ、みのりを未来にのこしましょう。

(昭和54年11月3日制定)

平和都市宣言

世界の平和は、人類共通の願いであり、人類生存に不可欠な要件である。

戦後41年、私たちは一丸となって平和の確立に向かい努力を続け、今日の平和と繁栄を築いてきた。

しかし、世界各地では今なお武力紛争が絶えず、核戦争の起きる危険性が高まり、人類の平和と生存に深刻な脅威をもたらしている。

わが国は世界唯一の核被爆国として、核兵器の恐ろしさと被爆の苦しみを深くかみしめ、全世界の人々にその廃絶を訴え続けていかなければならない。

ここに戸田市は、平和な未来を築き、次の世代に引き継ぐため、市制施行20周年を期して平和都市宣言をする。

(昭和61年6月16日制定)

戸田市子ども憲章

水と緑に恵まれたこの戸田市の明日を担うわたしたちは、希望をもち、みんな仲良く助けあい、地域の一員として生きていくことを誓い、ここに「戸田市子ども憲章」を定めます。

わたしたちは、きまりをまもり、責任をもって行動しましょう (責任)

わたしたちは、優しさと思いやりをもって、くらしましょう (生活)

わたしたちは、自然をまもり、きれいなまちにしましょう (地域)

わたしたちは、一人ひとりの人権を大切に、いじめや差別をなくしましょう (人権)

わたしたちは、希望と目標をもち、大きな未来に向かってはばたきましょう (未来)

(平成13年10月1日制定)

戸田市生涯スポーツ都市宣言

わたくしたちは、生涯スポーツ・レクリエーションを通して、健康な心と体をつくり、地域コミュニティを創造し、「パートナーシップでつくる 人・水・緑 輝くまち とだ」をめざすため、ここに、「生涯スポーツ都市」を宣言します。

1 生涯スポーツ・レクリエーションに親しみ、健康な心と体をつくります。

1 生涯スポーツ・レクリエーションを楽しみ、明るく豊かな生活をおくります。

1 生涯スポーツ・レクリエーションを愛し、友情と交流の輪をひろげます。

1 生涯スポーツ・レクリエーションを通して、躍動する快適都市戸田市をつくります。

(平成14年10月14日宣言)

戸田市人権尊重都市宣言

「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」と、さきの世界人権宣言においても明らかにされている。

しかし、今日なお、日本、ひいては世界に起きているさまざまな人権侵害事象に対し、人間の根幹にかかわる重大な問題との認識に立って、その解決に当たることが急務である。

よって、日本国憲法に保障されている基本的人権の尊重の精神に基づき、未来に続く明るい平等な地域社会の実現を願い、ここに戸田市は人権尊重都市を宣言する。

(平成6年12月19日 戸田市議会決議)

戸田市歌「ああ わが戸田市」

かすむ 秩父の 山なみに 春も うららの
荒川よ 木々も みどりの 芽をふいて 風
に ゆれてる 桜草

ああ わが戸田市 ふるさとよ

とおい 歴史を 伝えきて 寺も 社も な
お残る むかし しのばす おもかげが も
える 青葉の かげにある

ああ わが戸田市 ふるさとよ

秋のかおりは 木犀の 咲いて ゆたかな
花の香よ はずむ こころに オール映え
競う エイトの 波しぶき

ああ わが戸田市 ふるさとよ

子らは いきき しあわせに 老いも 若き
も 助け合い

生きる よろこび うたいつつ 明日を め
ざして すすむまち

ああ わが戸田市 ふるさとよ

	● 市 章 （昭和 51 年制定） 市章は、戸田市の"と"と"田"を一体化したもので、「融和・団結」と産業、文化の飛躍的「発展」を象徴する。市旗は、白地に真紅で市章を染めたもの。
	● 市の木 モクセイ （昭和 51 年制定） 植樹や増殖も容易で市民生活の中で身近な樹として、じゅうぶん活用が期待されるなどから選ばれました。
	● 市の花 サクラソウ （昭和 51 年制定） その昔、荒川の沿岸戸田ヶ原などに幾つかの群落があったが、次第に荒らされ、今は田島ヶ原サクラソウ自生地が有名。国の天然記念物である。戸田にゆかりの深いサクラソウを再びよみがえらせ、長く継承したいとして選ばれた。
	● ハーモナイズドマーク （平成 5 年制定） ハーモナイズドマークは、交流・発展していく戸田市の未来像、ふれあう人々のあたたかさエネルギー、豊かに流れる荒川、あふれる自然と緑などをイメージしています。
	● 市の鳥 カワセミ （令和 4 年制定） 自然の中で生きる身近な鳥類が、時代や環境の変化に対応しながら、個体や群れで行う子育て・巣立ちを繰り返して、次世代へ繋いでいく姿が市の魅力とも重なることから、「市の鳥」の制定に至りました。市民を中心としたアンケートの実施により、市の鳥は「カワセミ」に決定しました。

■ 戸田市議会事務局

住 所：〒335-8588 埼玉県戸田市上戸田 1 丁目 18 番 1 号

電 話：048-441-1800（代）内線：総務担当 523、議事担当 543、調査担当 524

F A X：048-433-2212

